## ◆ 記入例……一括徴収できる場合（退職）

**月末締め翌月15日払い、年税額120,000円（月額10,000円）、本人から特別徴収継続の希望がない場合**

①１月末退職で１月15日支給の給与までは徴収済みなので㋑特別徴収済額は80,000円、㋒未徴収税額は40,000円になります。
②未徴収税額は２月15日支給の給与から一括徴収する予定なので納入書は２月分（３月10日納期限）になります。
③未徴収税額と一括徴収税額計が一致します。

# 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

様式③記入例

岩手県花巻市長　宛

令和９年２月３日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

フリガナ　××××××××

名称（氏名）　株式会社

個人番号又は法人番号　×××××××××××××

所在地　〒 ×××－××××

特別徴収義務者指定番号　××××××

この届出書に応答される方（担当者）　課　係　氏名　TEL ××－××××

税額通知書の氏名・住所を記入してください。なお、氏が変わった場合は新姓で記入してください。

異動届出書の内容について応答できる方の氏名・電話番号等を記入してください。

異動後の住所を記入。不明のときは、異動当時の住所を記入。

1月1日より退職時までの給与賞与等支払額合計と控除された社会保険料の額を記入してください。

| 給与所得者 | | ㋐特別徴収税額（年税額） | ㋑特別徴収済額 | ㋒（㋐－㋑）未徴収税額 | 異動年月日 | 異動の事由 | 異動後の未徴収税額（㋒）の徴収方法 | 1月1日以降退職時までの給与支払額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| フリガナ | ××××　×××× | | | | | | | |
| 氏名 | | | | | | | | |
| 個人番号 | ××××××××××××× | | | | | | | |
| 生年月日 | 大㊐平 ××年××月××日生　旧姓 | | | | | | | |
| 1月1日現在の住所 | | | 6月分から（7月10日納期限）<br>1月分まで（2月10日納期限） | 2月分から（3月10日納期限）<br>5月分まで（6月10日納期限） | 令和９年１月31日 | ①退職<br>2．転勤<br>3．休職<br>4．死亡<br>5．その他（　） | 1．特別徴収の継続 ＊A欄も記入してください。<br>②一括徴収（事業所が残額を退職者から全額徴収して納入する場合） ＊B欄も記入してください。<br>3．普通徴収（本人が残税額を市から送付される納税通知書で納付する場合） ＊C欄も記入してください。 | 円 ×××××× |
| 給与の支払いを受けなくなった後の住所 | | 120,000円 | 80,000円 | 40,000円 | | | | 同じく控除社会保険料額 円 ×××××× |

**A** 特別徴収継続の場合記入してください。**（※必ず転勤先の事業所に連絡、確認してください。）**

| 給与（特別徴収義務者） | | | |
|---|---|---|---|
| フリガナ | | 特別徴収義務者指定 | 月割額＿＿＿＿＿＿円を□月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。 |
| 名称（氏名） | | 係 | |
| 〒 | | 連絡者の氏名、電話番号 | 受給者番号 |
| | | TEL | 納入書の要否　1．必要　2．不要 |

徴収予定年月日ごとの徴収予定額（退職者の申出額、又は一括徴収予定額を給与・退職手当等のそれぞれの額によってあん分した額）

㋒未徴収税額と一括徴収税額計が同額になります。

㋒未徴収月と一括徴収分を納める納入書の月が一致します。

**B** 一括徴収の場合記入してください。

**（※1月1日から4月30日までの間に退職した方に未徴収税額がある場合は、一括徴収が義務付けられています。）**

| 一括徴収の理由 | 1．異動が12月31日以前で、本人の申し出があったため<br>②異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため | | |
|---|---|---|---|
| 一括徴収予定年月日 | 一括徴収予定額 | 一括徴収税額計（㋒と同額） | 一括徴収税額は（2月）分納入書で納入します。（3月10日納期限） |
| 9・2・15 | 40,000円 | 40,000円 | |
| ・・ | 円 | | |

一括徴収の対象となる給与、又は退職手当等の支払年月日を記入。

**C** 普通徴収の場合記入してください。

**（※1月1日から4月30日までの間に退職した方に未徴収税額がある場合は、一括徴収が義務付けられています。）**

一括徴収しない場合、次のいずれかに○印をしてください。

1．異動が12月31日以前で、一括徴収の希望がないため
2．5月31日までに支払うべき給与、又は退職手当の額が未徴収税額以下であるため
3．死亡による退職であるため　相続人｛氏名／住所／TEL｝
4．その他〔　　〕